

その塗料「危険物」ではありませんか？

★塗料、シンナー等の危険物は、消防法令で貯蔵・取扱いについて厳しく規制！！！！

日頃の仕事で使用している塗料缶などを大量に保管していませんか？

消防署の立入検査において、許可を受けず（気づかず）に作業場、倉庫などで多量の危険物を貯蔵している事例が認められます。

危険物は、その性質上、引火すると爆発的に燃焼するなど大変危険な状態を引き起こします。正しい知識で、法令の基準等を守りながら安全に使用しましょう。

許可を得ずに指定数量以上の危険物を貯蔵すると、消防法違反となり行政指導や行政処分（除去命令等）の対象となります。（行政処分に反した場合は罰則が適用される場合があります。）

指定数量とは

指定数量とは危険物の危険性に応じて定められた数量のことで、消防法の中で危険物ごとに細かく分けられています。

指定数量以上（指定数量の倍数が1以上）の危険物を貯蔵、取り扱う場合は、消防法令の規制を受けるため、消防の許可が下りないと貯蔵したり取り扱ったりしてはいけません。

○身近にある危険物と指定数量（一例です）

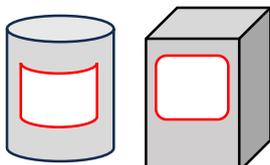
類別	品名・性質	物品名	指定数量 (少量危険物)
第4類	第1石油類 (非水溶性)	ラッカーシンナー ガソリン など	200ℓ (40ℓ)
	アルコール類	消毒用アルコール など	400ℓ (80ℓ)
	第2石油類 (非水溶性)	合成樹脂塗料用シンナー 合成樹脂クリヤー塗料 軽油、灯油 など	1000ℓ (200ℓ)
	第3石油類 (非水溶性)	油性地下塗料 合成樹脂エナメル塗料 重油 など	2000ℓ (400ℓ)
	第4石油類	ギア油 シリンダー油 機械油 など	6000ℓ (1200ℓ)

立入検査で確認した消防法令違反の例
※画像を一部加工しております。



※下図のように様々な容器に品名等の表示がされています。

(図)



危険物 第4類第2石油類
危険等級 III
化学名 塗料用シンナー
容量 20リットル
注意事項 火気厳禁



【指定数量の倍数の計算方法】

指定数量の何倍の危険物であるかを計算します。1倍以上になると無許可貯蔵になります。

$$\text{指定数量の倍数} = (\text{貯蔵、取り扱う危険物の数量}) \div (\text{その危険物の指定数量})$$

★1種類の危険物の場合

貯蔵、取り扱う危険物が1種類の場合は、上記の式のとおり、貯蔵、取り扱う危険物の数量をその危険物の指定数量で割って算定します。

・例) ガソリン 400 リットルを貯蔵し、取り扱う場合

$$400 \text{ リットル} \div 200 \text{ リットル} = 2 \text{ 倍 (1倍以上となるので、×)}$$

(ガソリンの指定数量)

★2種類以上の危険物の場合

貯蔵、取り扱う危険物が2種類以上の場合は、それぞれの危険物に対する指定数量の倍数を算定し、その答えを合算し全体の倍数を算定します。

・例) ガソリン 400 リットル、灯油 200 リットル及び重油 800 リットルを貯蔵し、取り扱う場合

$$(400 \text{ リットル} \div 200 \text{ リットル}) + (200 \text{ リットル} \div 1000 \text{ リットル}) + (800 \text{ リットル} \div 2000 \text{ リットル}) = 2.6 \text{ 倍 (1倍以上となるので、×)}$$

【指定数量未満の危険物の貯蔵、取扱いにもご注意ください】

指定数量未満で指定数量の5分の1以上の施設は少量危険物施設と呼ばれていて、有明広域行政事務組合火災予防条例により規制されており、あらかじめ届出が必要となります。

指定数量以上の危険物を取扱う危険物施設と同様に、位置構造設備の技術基準がありますのでご相談ください。

お問い合わせ先

有明広域行政事務組合

消防本部 予防課 0968-73-5273 (直)

荒尾消防署 指導課 0968-63-1121

玉名消防署 指導課 0968-73-7117